

## 概要

公正取引委員会及び中小企業庁は、特定の業種・業界におけるサプライチェーン全体での取引適正化を推進するため、取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を実施している。

→ 令和8年2月以降、**発注側の広告業者と受注側の広告制作業者との間の中小受託取引に関する取適法違反被疑行為について集中調査**を行い、広告業者に対して、**71件の指導**を行うとともに、中小企業庁において取引GMンによるヒアリングを実施した。

## 主な違反行為と指導内容

書面の不明示・明示不備	支払遅延	不当な給付内容の変更	不当な経済上の利益の提供要請
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を委託する際、<b>発注時に発注内容等を明示していなかった。</b></li> <li>知的財産権を譲渡・許諾させることを含めて発注しているにもかかわらず、その旨を明示していなかった。</li> <li>制作物の修正・校正を求めることを前提として発注しているにもかかわらず、<b>給付内容を変更する条件等を明示していなかった。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告制作業者の<b>給付を受領した日から起算して60日を超える可能性がある支払制度を採用していた。</b></li> <li>広告制作業者からの<b>請求書の提出が遅れたことを理由に</b>、代金を支払期日までに支払っていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注時に給付内容を変更する条件等を明示せず、<b>成果物の受領までの間に、広告制作業者に対し複数回にわたり、広告制作業者に責任のない修正・校正を無償で行わせていた。</b></li> <li>広告主又は広告業者の都合で発注を取り消したにもかかわらず、<b>発注取消しまでに広告制作業者が要した費用を支払っていなかった。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>知的財産権を、自己のために無償で譲渡・許諾させていた。</b></li> <li>自己のために無償で試作品を制作させていたほか、<b>制作させた試作品の費用を支払っていなかった。</b></li> <li>広告制作業者に制作を委託した<b>成果物等を、取引が終了した後も、自己のために広告制作業者に無償で保管させていた。</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>発注時に直ちに発注内容等を明示するよう指導し、知的財産権の扱いなど明示に不備がある場合には適切に明示するよう指導。</b></li> <li>✓ <b>制作物の修正・校正を求めることを前提として発注している場合は、給付内容を変更する条件等を明示するよう指導。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 広告制作業者の給付を受領した日から起算して<b>60日以内に代金を支払うこととなる支払制度に見直しを行うよう指導。</b></li> <li>✓ 広告制作業者からの<b>請求書の提出の有無にかかわらず、支払期日までに代金の全額を支払うよう指導。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>給付内容の変更のために広告制作業者が要した費用を支払うよう指導。</b></li> <li>✓ 広告主又は広告業者の都合で<b>発注が取り消されるまでに広告制作業者が要した費用等を支払うよう指導。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 成果物の知的財産権を譲渡・許諾させる場合であって、<b>当該知的財産権を給付の一部とする場合には、当該知的財産権の対価を支払うよう指導。</b></li> <li>✓ <b>試作品の制作に広告制作業者が要した費用や成果物等の保管費用を支払うよう指導。</b></li> </ul>

### 取適法で追加された禁止行為等への指導内容

- ✓ 手形で代金を支払っていた広告業者に対しては、直ちに**取適法に違反することのない支払手段に改めるよう指導。**
- ✓ **電子記録債権を使用する場合は、**広告制作業者が**支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えられるものとするよう指導。**
- ✓ 広告制作業者との合意の有無にかかわらず、**振込手数料を広告業者が負担するよう指導。**

## 広告業界に求められる対応

### 書面の不明示・明示不備の改善

- ✓ 発注時に発注内容等を明示することは、委託事業者の取適法上の義務であるとともに、**口頭発注による取引上の様々なトラブルを未然に防止**する観点からも、取引の基礎となるものである。
- ✓ 発注時に発注内容等を明示していない理由として、業界の商慣習だったとする事業者が複数いたが、**口頭発注という業界の商慣習を早急に見直し、適切に発注内容等を明示**することが求められる。
- ✓ 広告の制作過程において、広告制作業者に知的財産権が発生する場合、広告制作業者の成果物の知的財産権を譲渡・許諾させ、当該知的財産権を給付の一部とする場合には、**その旨を発注時に明示**することが重要である。

### 支払手段の適正化について

- ✓ 取適法では、手形払が禁止されているほか、手形以外の支払手段であっても、支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを代金の支払手段として使用することは禁止されている。
- ✓ **手形払及び支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難である支払手段を使用**している場合には、**早急に支払手段を適正化する必要がある**。

### 広告制作過程における給付内容の変更への対応

- ✓ 広告制作業者に対して給付内容の変更に伴う制作物の修正・校正を求める場合は、広告制作業者に修正・校正に要した費用を支払うために、以下の方法等を取ることが求められる。
  - ① **制作物の修正・校正に要する費用を代金に含めて発注する場合は、あらかじめ広告制作業者と協議をした上で、給付内容を変更する条件を定めるなど、修正・校正が生じることを踏まえて代金の額を定める**（例えば、修正・校正回数を明示して、それを超える場合は費用について協議する等）。
  - ② 発注時に給付内容を変更する条件等を定めることが困難である場合には、制作過程において広告制作業者が**制作物を修正・校正したことによって生じた追加費用について、広告制作業者と十分に協議した上で、別途支払う**。

### サプライチェーン全体での対応

- ✓ サプライチェーン全体で取引の適正化を図るためには、広告業者と広告制作業者との間の取引のみでなく、広告業者に広告の制作等を依頼する**広告主においても、取引の過程において、広告業者の取適法違反につながるおそれのある行為を行わないように十分注意**することが求められる。
- ✓ **広告主においても、予定にない給付内容の変更や発注取消しは広告業者と広告制作業者との間の取引において追加費用が生じ得ることを認識し、広告業者に対して追加費用を支払う等の対応を行うことが望ましい**。

## 今後の取組について

公正取引委員会及び中小企業庁は、本件調査の結果を踏まえ、事業所管省庁とも連携し、本件調査の結果について周知徹底を図るとともに、引き続き、広告業界の取引適正化に向けて、取適法に違反し、又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対処していくこととする。